

令和6年6月 日

(名称) 守谷市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>守谷市は、民間の路線バスを補完する目的で、コミュニティバス「モコバス」、デマンド型交通である「デマンド乗合交通」を運行し、市民の日常生活における移動手段の確保を行っている。また、つくばエクスプレス、関東鉄道常総線、民間の路線バスにより隣接都市とのアクセス手段が確保されている。</p> <p>「デマンド乗合交通」については、市内全域の移動が可能で、特に総合病院や大型商業施設への通院や買い物の移動手段として、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。</p> <p>近年、少子高齢化、人口減少等の社会情勢の変化、自家用車への依存度の高まりなどにより、公共交通の利用者は年々減少傾向にあり、公共交通の維持が厳しい状況にある。一方で、高齢者、免許返納者等の移動手段を持たない住民にとって、公共交通は日常生活を送る上で益々重要な役割を担っている。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、「デマンド乗合交通」の運行を確保・維持することで、全ての住民が安心して移動できる交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>令和6年度の年間利用者数を20,400人以上(令和5年度実績20,310人)とする。 ※地域公共交通計画109ページ</p>
(2) 事業の効果
<ul style="list-style-type: none"> ・市内全域で「守谷市デマンド乗合交通」を運行することにより、幹線系統の路線バスやつくばエクスプレス、関東鉄道常総線に接続でき、効果的な交通体系を実現し、利便性の向上につながる。 ・交通空白地域の解消が実現し、移動手段を持たない高齢者等の交通弱者の社会参加の促進及び昼間時間帯の通院・買い物需要に応じることができる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや広報を用いて、周知活動を行う。(守谷市地域公共交通活性化協議会) ・市内小学校及び高齢者サロンで周知活動を行う。(守谷市地域公共交通活性化協議会) <p>※守谷市地域公共交通計画117ページ</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
<p>別添表1の通り</p>

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る守谷市デマンド乗合交通について、費用総額（令和6年度）：42,400,000 円のうち、守谷市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を運行経費から差し引いた額の差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
予約管理システムにて毎月利用者数の集計を行う。
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添表5の通り
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和6年6月26日（水） 令和6年度第一回守谷市地域公共交通活性化協議会開催 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、承認された。
19. 利用者等の意見の反映状況
地域公共交通計画の策定にあつては、パブリックコメント及び市内各地域の代表が委員として参加している地域公共交通活性化協議会にて協議を行った。デマンド乗合交通の効率化などの意見があつたため、それを踏まえて公共交通計画を策定した。

【本計画に関する担当者・連絡先】（住 所）茨城県守谷市大柏 950-1（所 属）守谷市地域公共交通活性化協議会（都市整備部都市計画課交通政策・景観 G）（氏 名）（電 話）0297-45-1111（代）内線 247（e-mail）toshikei@city.moriya.ibaraki.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2・3については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。